

2 第四回会議（昭和2年11月30日、12月3日）

44 昭和2年10月18日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛（電報）

第四回軍縮準備委員会において我が方の採るべき方針につき請訓

パリ 10月18日後発
本省 10月19日前着

第一三〇号
⁽¹⁾
安全保障委員会構成ノ為十一月末第四回軍縮準備委員会開催ノ筈ナル事ハ三全權發往電第二三号（）ノ「ロ」及ヒ第二五号（）ヲ以テ報告ノ通ナル處抑々今年総会カ新委員会設置ヲ決シタルハ第三回準備委員会ノ成績及ヒ三国會議ノ協定不成立ニ依リテ連盟ノ軍縮事業ニ蹉跎ヲ來セリトノ世人ノ悪印象ヲ一掃シ行詰レル準備委員会ノ事業ニ新生面ヲ開カントスルノ趣旨ニ出テタルモノト認メラレ從テ準備委員会及ヒ新委員会カ如何ナル程度迄眞面目ニ且立入りテ本問題ノ研究ニ從事ス可キヤハ且下ノ処予測ヲ許サス將又新委員会ハ準備委員会ノ支持ノ下ニ行動ス可キ仕組ナルヲ以テ其

編注 以下電文見当たらず

蘇連邦トシテ右委員会參加ニ支障無キコトトナリタル旨ヲ蘇政府ニ注意スヘキニ非スヤトノ説アル趣ノ「ケルニツシユ・ツアイツング」紙寿府通信ニ言及シ軍縮會議ヲシテ実効ヲ収メシムルニハ蘇連邦ノ參加ヲ必要トストノ意見多ク

一九二五年軍縮會議召集ニ決スルヤ蘇連邦ニモ招請發セラレタルカ當時蘇連邦政府ハ人類ノ負担ヲ輕減セシムル凡ユル試ミニ贊成シテ紛争国タル瑞西ニ開カル会議ニ參加シ得サルモ其レ以外ニ開催セラル場合參加スヘキ旨回答セリ前二回ノ準備委員会ハ瑞西トノ紛争解決セラレサリシ為メ蘇連邦ノ參加ナクシテ開催セラレタリ然ルニ今ヤ右紛争ハ解決セラレタリ而シテ連盟ハ軍縮會議ニ関スル蘇連邦ノ意向ヲ承知ノ筈ナリトテ如何ニモ連盟ヨリ招請アリテ然ルヘシト言ハシテ許リノ口吻ヲ洩ラシタル後尤モ帝國主義國ノ陰謀家ハ蘇連邦ノ不参加ヲ利用シテ蘇連邦ノ赤化帝國主義ヲ云々セントスルモノニシテ其ノ參加ヲ望マサルナリト論セリ

連盟郵送

権限及ヒ研究題目亦準備委員会ノ決定ス可キ處ニシテ比点モ多分十一月委員会ニ於テ討議セラル事ト存セラルル処右決定ニ當リテハ本件總会決議末段ノ四項目ヲ以テ其ノ指針ト為ス可キ事勿論ト察セラルニ付テハ新委員会ノ事業ニ対シ我方ノ採ル可キ一般方針ト共ニ右四項目ニ関シ左ノ諸点御訓示ヲ仰ク

45 昭和2年10月20日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛（電報）

ソ連の軍縮準備委員会參加に関するイズヴェスチア紙の論評について
モスクワ 10月20日前発
本省 10月21日前着

第四九三号
十九日「イズヴェスチヤ」ハ来月寿府ニ召集ノ軍縮準備委員会ニ付連盟部内ニハ蘇連邦瑞西間ノ紛争解決シタル今日

46 昭和2年10月29日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛（電報）

軍縮準備委員会第四回会議の開催期日および仮議題について

パリ 10月29日後発
本省 10月30日前着

第一四二号
往電第一三〇号ニ関シ
軍縮準備委員会議長ヨリ同委員会第四回本会議十一月三十日ヨリ寿府ニ開催ノ旨及仮議題ハ（）總会及理事会決議ノ審議（）委員会事業ノ現状ノ二項ナル旨通告アリタリ右招請状及関係書類郵送ス

47 昭和2年11月8日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛（電報）

米国代表の動向およびソ連参加につき心得べ

パリ 11月8日後発
本省 11月9日前着

第一四七号

本月末寿府ニ開催ノ軍縮準備委員会並ニ安全保障委員会ニ
関シ左記何等御参考迄電報ス

(一)米国ハ「ギブソン」ノ代リニ現瑞西公使「ウイルソン」

ヲ任命スルヤニ察セラレ最近同人トノ会談並ニ杉村公使

カ連盟情報部次長「スウェイツナー」(米人)ヨリ聽取セル

所ヲ総合スルニ「ウイルソン」ハ安全委員会ニモ承諾參

加ヲ可トスルノ意見ヲ有シ且其ノ場合會議劈頭太平洋ニ

関シテハ四國條約ノ存立スルアリ三国間海軍制限ハ不幸

其目的ヲ達シ得サリシモ太平洋ノ平和ハ既ニ充分確保セ

ラルトノ趣旨ノ声明ヲ為スヘシトノ意見ヲ本国政府へ上

申シタルモノノ如ク日本モ右声明ニ對シ援助ヲ与ヘラル

レハ一般ニ好印象ヲ与フヘシト「ス」ヨリ杉村ニ話セル

由ナリ尚「ス」ハ両三日前寿府發華府ヘ赴キタルニ付米

国政府ノ意向次第ニ付松平大使ヘモ同様ノ申出ヲ

為スヤモ計リ難ク本件今後ノ發展予想シ難キモ不取敢電

報ス

(二)⁽²⁾露國ノ參加ニ關シ最近「チチエリン」ヨリ事務總長ニ對

シ瑞西政府トノ「インシデント」モ無事解決セルニ依リ

第四回本會議ニ於テハ保障委員会構成ノ次第モアリ果シテ
一般的の條約案ノ審議ニ入ルヤ否ヤ予断シ得サルモ同條約案
第二読会開催ノ場合ニハ別電ノ趣旨ニテ処置セラレ度シ
編注 欄外に協議済を示す陸軍省、海軍省の押印あり。

(別電)

本省 11月12日後發

第一一四号

帝国ノ地理的位置其他特殊ノ事情ヲ基礎トスル確定的数量
ノ決定ハ軍縮本會議ニ於テ十分帝国ノ態度ヲ闡明シ以テ我
方希望ノ貫徹ヲ期スルコトトシ準備委員会ニ於ケル原則的
要素ノ協定ニ方リテハ我主張ノ為協定成立ヲ困難ナラシム
ルカ如キハ可成之ヲ避ケ将来ニ不利ヲ來ササル程度ニ於テ
協調的態度ヲ採ラントス
因テ第二讀会ニ於テ概不從來ノ訓令ニ準拠セラルノ外懸
案諸項目ニ關シテハ左記方針ニ依リ適宜措置セラレ度
第一、陸軍

一、人員

(イ)他國ヨリ將校下士卒三分案ノ区分廢止提議セラル

露國モ軍縮準備委員会ニ参列シ得ルニ至レリ就テハ同委員会開催ノ日取日程等通知ヲ請フ旨電報シ来レル由ナル

處露國カ同委員会及ヒ安全保障委員会(若シ之ニモ参加ストシテ)ニ於テ如何ナル態度ニ出ツルヤハ目下ノ処予測ヲ許ササルモ同國ノ參加ハ委員会ニ於ケル我方ノ態度ニモ影響スル處鮮カラサルヤニ認メラルルニ付テハ此ノ点ニ關シ當方ノ心得ヘキ点往電第一三〇号稟請ノ次第ト共ニ併セテ御考究ノ上何分ノ儀御回訓ヲ請フ

48

昭和2年11月12日 田中外務大臣より

在パリ佐藤連盟事務局長宛(電報)

第四回會議における一般的條約案審議に際し

ての我が方方針訓令

本省 11月12日前發

別電 昭和2年一月一二日付田中外務大臣より在

パリ佐藤連盟事務局長宛第一一四号

右訓令

第一一三号

貴電第一四二号ニ關シ

(一)帝国トシテハ將校、下士卒ノ二分案ヲ提議ス

(イ)大勢三分案ニ傾キ万已ムヲ得サレハ之ニ同意シ差支ナシ

二、器材

器材ノ制限ニハ原則トシテ反対ナルモ大勢已ムヲ得サレハ仮國提議ノ予算ニ依ル間接的制限ニ賛成スヘク若

シ間接案成立セス直接制限案成ラントスルニ於テハ平時用器材ノ制限ノミニ同意シ差支ナシ

第三、空軍
従来ノ方針ニ依ラレ度シ

軍用民用ノ一括制限ハ會議ノ状況ニ依リテハ強テ主張セサルモ制限ノ為民用航空ヲ考慮スル主義ヲ以テ進ミ度キニ依リ第ZD条ヲ支持セラルヘク已ムヲ得サレハ第AD条ニ依ラレ度シ

第四、予算

従来ノ方針ニ依ラレ度ク大勢制限ニ傾クニ於テハ更メテ請訓セラルヘシ

第五、公表

一、陸軍人員ノ制限及通報ノ為日割平均人員中ニ予後備

兵ヲ含マシムルモ差支ナシ

二、空軍ノ階級的区分ニ依ル通報ニ関シテハ陸軍問題中

人員ノ部ニ準ス

領土的区分ニ関シテハ陸軍ト同様朝鮮ヲ本国ト見做ス

三、已ムヲ得サレハ平時用器材ノミノ公表ニハ同意シ差

支ナシ

第六、化学戦

化学戦ノ禁止ニハ同意ス又違反国ニ対スル制裁ハ主義ニ

於テ同意ス

編注 欄外に協議済を示す陸軍省、海軍省の押印あり。

49 昭和2年11月19日 在パリ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会へのリトヴィノフ派遣について

第一五四号

パリ 11月19日後発
本省 11月20日前着

50 昭和2年11月19日 在パリ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

第四回会議に関する仏國連盟事務局長および

杉村公使からの内話について

第一五五号

⁽¹⁾ 仏國連盟事務局長トノ会談及杉村公使ヨリ得タル情報ヲ綜

合スルニ來ル軍縮準備委員会ニ關シ

一、獨國側ハ可成速ニ第二讀会ニ入ラムコトヲ主張シ同委員会議長宛右ノ趣申入タル由ニテ又軍縮問題ト安全保障トハ互ニ関連セシムルコトナク別個ノ問題トシテ取扱ヒ以テ軍縮ノ進行ヲ渋滯セシメサルヲ要スト為スモノノ如シ

スニ決シ英ハ「セシル」後任「マツクネール」仏ハ從前通「ポール・ボンクール」ナリト云フ

四、今回ノ準備委員会会期ハ英仏側ニテハ予定通四日間以上ニ亘ラシメサラムトシ此点「ドラモンド」モ全然同感ナリト云フ

五、仏國側ノ情報ニ依レハ今回露國ノ参加ハ「ランツアオ」「チチエリン」間ノ話合ニ依ルモノニシテ露國ハ全然独立歩調ヲ一ニスヘントニコトニテ右ハ往電第一五四号末段ト多少趣ヲ異ニスルモ当然ノ成行ト思考セラル

六、仏國連盟事務局長ハ數日前倫敦ニ至リ英國側ト種々打合セヲ了セル由ニ付本電所載英國側ノ態度ハ大体誤リナキモト察セラル

在露大使ヘ転電シ英、仏、独、白、伊ヘ暗送セリ

ニ纏マルヘキヤ甚々疑問ナルモ右ノ次第二付同委員会ハ

モ異議ナシトノコトナリ安全保障問題カ果シテ短時日間

数個ノ分科会ニ分レ一月早々会合ノ運トナルヘキヤニ察セラル英國側モ二月前ニ第二讀会ヲ開クコト絶対不可能

ナリトノ意見ノ由

51 昭和2年11月20日 在ソ連邦田中大使より

田中外務大臣宛(電報)

ソ連代表団の顔触れについて

杉村公使ヨリノ來報ニ依レハ來ル軍縮準備委員会ニハ露國側ハ「リトヴィノフ」ヲ派遣スル旨通知アリタル由ニテ之ニ専門家其ノ他十数名隨行ストノコトナリ露國カ其ノ代表者ニ重キヲ置クハ十二月五日開催ノ理事会ニ出席ノ為參集スヘキ英、仏代表者ト接触ノ機ヲ得國交恢復ヲ試ミムトスルモノト觀察セラレ同公使ノ独逸國同僚モ同様ノ觀察ヲ下シ居ル趣ナルモ其ノ口吻ニ依レハ右「リトヴィノフ」ノ參列ニ関シ獨露間ニ充分ノ諒解アリタルモノトハ想像シ兼ヌル由ナリ

在露大使ヘ転電セリ

モスクワ 11月20日前発
本省 11月21日前着

第五三五号

蘇連邦壽府軍縮會議及同準備會議委員一行左ノ通決定セル旨發表アリ

者会見談について

(12月12日接受)

公第三五三号

昭和二年十一月二十二日

在ソヴィエト連邦

委員長 Litovinoff,M.M. (外務人民委員代理)

「ウガーレフ」(連邦職業同盟幹部員)

「プガチヨフ」(赤軍參謀次長、帝政時代ノ參謀大佐)

事務總長「シティン」(外務人民委員部中央部長)

専門委員「ベーレンス」(海軍人民委員部代表、帝政時代ノ

海軍少將大戰中伊大使館付武官ナリ)

尚右委員長ニハ他ニ二三ノ候補者アリタルモ何レモ辞退シ人選難ノ結果遂ニ右ノ如キ任命ヲ見ルニ至リタルモノノ如シ又一行ノ顔触稍大袈裟ナルハ軍縮ナル好題目ヲ捉ヘ内外ニ有利ノ結果ヲ收メントスルニアルヤ勿論ナリ

巴里連盟へ転電セリ

52 昭和2年11月22日

在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛

軍縮會議參加に関するリトヴィノフの新聞記

外務大臣男爵 田中 義一殿

特命全權大使 田中 都吉 (印)

軍縮會議ニ関スル「リトヴィノフ」声明ノ件

壽府軍縮會議及同準備委員會「ソ」連邦委員長ニ任命セラレタル「リトヴィノフ」ハ軍縮會議ニ対スル「ソ」連邦ノ態度ニツキ内外新聞記者ニ与ヘタル「インターヴュ」ノ形式ニテ二十二日大要左ノ如キ意見ヲ發表セリ

一、外國ニ於テハ「ソ」政府カ壽府軍縮會議ニ委員ヲ派遣スルコトニ決定シタル事實ヲ以テ之レ宣伝ノ為ナリトカ之レ軍縮問題及國際連盟ニ対スル「ソ」連邦ノ態度變化セルコトヲ語ルモノナリトカ種々ノ臆測ヲ逞スルモノアリ仍テ茲ニ「ソ」政府ノ軍縮問題ニ対スル立場ヲ明カニスヘシ

二、「ソ」政府ハ資本主義諸國カ國民間ノ戰争ナルモノヲ廢シ以テ軍縮ヲ實現スルノ用意ト能力アルヤヲ疑フモノナシ

ルコトヲ秘シタルコトナシ

三、資本主義諸國カ世界大戰後相變ラス軍備ヲ拡張スルノ事實ハ右「ソ」政府ノ抱ク不信ヲ裏書スルモノナリ

四、一般平和及軍備縮少ヲ主要目的ト称スル連盟カ成立後七年ノ星霜ヲ閱セルニ不拘何等効果ノ見ルヘキモノナキニアラスヤ連盟カ軍縮問題ヲ上程スルニ至リタルハ漸ク一九二四年ニシテ然モ屢々軍縮會議ノ召集期ヲ遷延シ今尚之ヲ確定セサル有様ナリ別ニ討議セラレタル海軍軍縮ノ如キ未解決ノ儘ナルノミナラス連盟カ一九二〇年以来主張セル軍事予算削減ノ如キ無期延期トナレリ目下ノ処各國民衆ノ切望スル軍縮ナルモノナク何等ノ意義ナキ幾多ノ宣言ト決議アルノミナリ

五、然ルニ「ソ」政府ハ成立後十年ノ間勞勤民衆ノ負担トナル軍備ノ縮少ニ努力セリ例へハ一九一七年十一月八日平和ニ関スル「デクレート」ヲ発シタルカ如キ一九二二年「ゼノア」會議ニ於テ一般軍縮問題ヲ日程ニ上スコトヲ提議セルカ如キ同年「モスコ」軍縮會議ヲ召集シテ

西方隣国ニ対シ比例的軍縮案ヲ提議シタルカ如キ之カ証左ナリ

六、一九二五年連盟ヨリ軍縮會議參加方招請ヲ受クルヤ「ソ」政府ハ之ニ主義上ノ同意ヲ表セリ過去三回ノ軍縮準備委員會ハ「ソ」連邦ノ係争國タル瑞西ニ開催セラレタル為「ソ」政府トシテ之ニ参加スルコト能ハサリシモ今回此ノ障害除去セラレタルヲ以テ茲ニ委員ヲ派遣スルコトセリ右ノ結果「ソ」連邦ノ敵ハ仮令會議カ不成功ニ終ルトモ之ヲ以テ「ソ」政府ノ不參加ニ帰スルコト能ハサルヘク又隣国ハ「ソ」政府ノ不參加ヲ利用シテ軍縮ヲ拒絶スルコト能ハサルヘシ

七、「ソ」政府ハ侵略的野心ナク徹底的ニ平和政策ヲ遂行セントスルモノニシテ凡ユル隣国ニ対シ不侵略條約ノ締結ヲ提議シ又提議シツツアリ「ソ」政府ハ完全且一般的軍縮ヲ主張ス尤モ資本主義諸國ニシテ完全ナル軍縮ヲ一度ニ又ハ短期間ニ行フコトニ同意スルコト能ハサル場合「ソ」政府ハ會議ノ決定スル期間ニ漸次軍縮ヲ実行スルニ同意スヘシ

八、「ソ」政府代表ハ独自ノ「プログラム」ヲ携ヘテ壽府會議ニ臨ムヘシ此ノ「プログラム」ニ同意スルカ之ト同一「ライン」ノ提議ヲナスモノハ之ヲ味方ト認ムヘシ又

「ソ」政府代表ハ委員会及會議ノ注意ヲ平和ノ為最モ有効ナル保障ヲ案出スルコトニ向クルコトヲ主要目的トシ第三流ノ問題ヲ討議シ又ハ何等ノ効果ナキ決議ヲナシ委員会及會議ヲ以テ或ル特定ノ国又ハ「グルーP」ノ政策ノ為ニ利用スルコトニ反対スヘシ

本信写送付先 国際連盟事務局

53 昭和2年11月24日 在英國松井(慶四郎)大使より
田中外務大臣宛(電報)

ソ連の軍縮準備委員会参加に対する英国外相
の観測等について

ロンドン 発
本 省 11月24日前着

第三一八号

二十三日本使久原委員同道外相ヲ往訪シタル序ニ露國ノ寿府軍縮準備委員会參加ニ対スル觀測ヲ質シタルニ外相ハ何レ露國カ同委員会ニ於テ得意ノ「プロパガンダ」ヲ為ス位カ落ナルヘク彼等ヨリ多クヲ期待スル事ヲ得サルヘシト述へ又本使ヨリ「リトビノフ」トノ會見説伝ヘラレ居レルカ

54 昭和2年11月30日 在ジユネーヴ(佐藤連盟事務局長より)
田中外務大臣宛(電報)
本 省 12月1日前着

会議開催冒頭におけるソ連の軍備全廃提案について

ジユネーヴ 11月30日後発
一般討論続行ノ筈

第二一〇号

第四回軍縮準備委員会三十日前開会直ニ(委員会事業ノ

如何ト尋ネタルニ先方ヨリ會見ヲ求メラルレハ強テ断ハルニ及ハスト思ヒ居レルカ夫レ以上ノ事ハ未タ考ヘ居ラスト答ヘタリ次ニ本使ハ往電第三一七号英米交渉説ニ言及シ目下英米間ニ封鎖及捕獲ノ問題ニ付話合行ハレ居レリトノ報道新聞ニ散見スル處真偽如何ト問ヒタルニ外相ハ全然サル事ナシトテ堅ク否定シタル上華盛頓條約所定ノ期限到達シ更ニ会合スル迄ハ下打合セ無シニ會議ヲ開クモ利益ナカルヘク英國トシテハ往電第三二六号ノ如ク措置ヲ採リ米国ノ出方ヲ見ルヲ可トスト考ヘ居レリト述ヘタリ

華盛頓、連盟事務局、仏、露ヘ転電セリ

現状)ノ討議ニ入りタルカ右ニ関連シ獨国代表ハ同代表力十一月十二日付議長ニ宛テ軍縮條約案第二讀会速開ヲ要求シタリトノ新聞報道ニ対シ右ハ全然誤解ニシテ同代表ハ露國其ノ他新委員ノ參加ヲ機トシ其ノ軍縮ニ関スル意見ヲ聴

クノ適當ナルヘキ事ヲ要求シタルニ過キスト証明シ(ソビエツト)代表「リトヴィノフ」右要求ヲ支持シタル後一般討議ニ入ル勞頭「ソ」政府ノ名ニ於テ「リ」ハ世界大戰後ノ歴史ハ資本国間ノ軍備拡張ノ事實ヲ以テ満タサレ居リ連盟

ノ軍縮事業ノ如キモ單ナル裝飾ニ過キシテ実績一つモ挙議シ其ノ誠実ナル努力ヲ継続シ來レリト述ヘ次ニ軍備ハ複

雜ナル手續ニ依リ制限又ハ縮少スルヨリ寧口陸海空軍ヲ一挙ニ全廃スル方実効ヲ挙ケ易シトテ軍隊、艦艇、武器、器材、要塞、海軍基地及ヒ空軍根拠地、軍事予算、軍需品工場、陸海軍省、參謀本部軍令部、軍事教育等ノ各項目ノ全廃ヲ主張シ且一年内ニ(若シ不可能ナラハ漸次四年間ニ)之ヲ実行スヘキ事ヲ提案シタル後(右(ソビエツト)提案ヲ基礎トル一般軍備撤廃條約案ノ研究ヲ速開シ)來年三月一般軍備撤廃會議ヲ開催スヘシトノ決議案ヲ提出セリ午後

第一回軍縮準備委員会二十日前開会直ニ(委員会事業ノ

55 昭和2年12月1日 在ジユネーヴ(佐藤連盟事務局長より)
田中外務大臣宛(電報)
本 省 12月1日前着

ソ連の軍備全廃案審議の次回會議までの延期

と安全保障委員会の構成等に関する討議について

ジユネーヴ 12月1日前発
本 省 12月1日前着

第二一一号

往電第二一〇号ニ関シ

三十日午後「ソヴィエト」代表提案ニ關シ一般討議ヲ行ヒタル結果独逸代表ノ提議ニ基キ同案ノ審議ヲ次回委員会(軍縮條約案第二讀会)ノ際迄延期スルコトニ決ス次ニ議題第一(第八回總会決議ノ審査)ニ移リ安全保障委員会ノ構成及之ニ与フヘキ訓令ノ件ヲ議シタルカ構成ニ關シテハ總会決議ニ基キ議長ヨリ非連盟國タル米、露両國ニ於テ新委員会ニ参加ノ希望ヲ有スルヤ否ヤヲ両國代表ニ質問セルニ對

シ米国代表ハ同國ノ歐州政治問題ニ對スル態度ハ既ニ屢々

声明セラレタル通リニシテ現ニ第三回準備委員会ノ際「ギ

ブソン」氏ヨリ監督制度ノ問題ニ関連シ同國ノ態度ヲ宣明

スル處アリタルカ他方太平洋問題ノ関スル限り華府四国条

約ノ現存スルアリ其他各國トノ間ニ多數ノ仲裁停條約存

在セリトノ事実ヲ擧ケテ同國ノ安全保障問題ニ關スル独自

ノ立場ヲ明カニシタル上米國ハ保障委員会ニハ参加シ得サ

ルモ同委員会ノ勸告等力準備委員会ニ提出セラレタル場合

ニハ同國ノ立場ヨリ之ヲ慎重考量スルニ吝ナラスト述ヘ

「ソヴィエト」代表ハ自己ノ主張スル軍備全廃コソ最良ノ

安全保障策ニシテ安全保障研究ノ口実ノ下ニ軍縮ヲ遲滞セ

シムルカ如キ政策ニハ絶対反対ナルヲ以テ準備委員会ニテ

同意ナレハ同國ハ新委員会ニハ單ニ「オブザーバー」ヲ出

スニ留メ度シト述ヘ其通り決定セラル尚米國代表ハ議長ヨ

リ「オブザーバー」派遣ノ希望ヲ同國政府ニ伝達アリ度旨

依頼セラレ之ヲ受諾セリ次ニ新委員会ニ對スル訓令ノ件ニ

付テハ本件ニ関スル九月総会並理事会ノ決議及報告ヲ其儘

同委員ニ伝達スル事ニ決シ同委員会ハ明一日午前直ニ第一

回会合ヲ催スコトトナレリ

在米、露大使ヘ転電セリ

~~~~~

ブルボン「リスニア」紛争問題カ議題ニ上レルコト等各

種事実ノ発生ニ依リ會議ハ意外ノ波瀾ヲ見ルヘク予想セ

ラレ議題其ノモノニハ相当セサル至大ノ興味及注意ヲ以

テ一般ニ迎ヘラルニ至レリ果然第一回会合ノ劈頭議題

第二回会議及安全保障委員会第一回会議ノ経過ニ関シテハ

本月十四日付普通連本公第六三〇号拙信ヲ以テ不取敢報告

ニ及ヒ置キタル處右會議中得タル感想及前記報告書中特ニ

記載ヲ避ケタル事項左記ノ通り何等御参考迄申進スルニ付

機密連本公第六三一号  
昭和2年12月15日 在パリ佐藤連盟事務局長より  
(昭和3年1月13日接受)

56 昭和2年12月15日 在パリ佐藤連盟事務局長より  
昭和2年十二月十五日  
在巴里

#### 第四回軍縮準備委員会および第一回安全保障 委員会の所感報告

外務大臣男爵 田中 義一殿

軍縮會議準備委員會第四回會議及安全保障委員會

第一回會議ニ關スル感想其ノ他報告ノ件

客月末ヨリ本月初ニ亘リ寿府ニ開催ノ軍縮會議準備委員會

第四回會議及安全保障委員會第一回會議ノ経過ニ關シテハ

本月十四日付普通連本公第六三〇号拙信ヲ以テ不取敢報告

ニ及ヒ置キタル處右會議中得タル感想及前記報告書中特ニ

記載ヲ避ケタル事項左記ノ通り何等御参考迄申進スルニ付

國際連盟帝國事務局長 佐藤 尚武 (印)

國際連盟帝國事務局長 佐藤 尚武 (印)

#### 御查閱相成度

尚本信ハ特ニ米國經由送付スルニ付右御含ミ置ヲ請フ

第一、軍縮準備委員会第四回會議ノ一般狀況

今次ノ會議ハ其ノ仮議題ノ示スカ如ク第八回連盟總会ノ決議審査換言スレハ安全保障委員會ノ新設及軍縮條約案

第二回會議決定ト云フ單純ナル手続問題ヲ處理スルヲ以テ任務トセルカ故ニ形式上ヨリ之ヲ見レハ極メテ平凡

ニ終ルヘカリシ性質ノモノナリシ処図ラスモ(從來本委員會ノ英國代表ニシテ三国海軍軍備制限會議ノ同國全權タリシ「セシル」卿カ先般本委員會代表ヲ辭シ軍縮問題ニ關スル英國現政府ノ態度ヲ攻擊シ同國連盟協会ト相協

力シテ新ニ軍縮運動ヲ開始スルニ至レルコト)從來瑞西國政府トノ紛争未解決ヲ理由トシテ本委員會參加ヲ拒絶シ來レル「ソヴィエト」連邦カ今回始メテ之ニ參加スヘキ旨通知シ來レルコト(本委員會獨國代表ハ本年十一月十二日付書面ヲ以テ議長ニ対シ今次委員會ニ於テ軍縮條約案ノ第一回會議開催ヲ要求セリトノ報道多數新聞紙上ニ現ハレタルコト(本委員會ハ十二月理事会ノ直前ニ開カレ然モ同理事會ニハ「ソヴィエト」連邦政府ノ重要視ス

第二、「ソヴィエト」連邦參加ノ理由

同連邦外交人民委員「チチエリン」氏ヨリ連盟事務總長

ニ宛テタル參加通知ノ電報ニ依レハ「ヴォロウスキイ」

暗殺事件ニ伴フ瑞西國政府トノ間ノ紛争解決セルコトカ

參加ノ直接ノ理由ナルモ右ハ單ナル形式の理由ニシテ

實質的理由ハ之ヲ他ニ求メサルヘカラス此ノ点ニ關スル

新聞紙等一般ノ觀測モ亦多岐ニシテ(或ハ從來同連邦ノ

參加ナクンハ真ノ軍縮ヲ斷行シ難シト称シ來レル他ノ諸

國ヲシテ軍縮不遂行ノ口実ヲ失ハシムルニ在リト云ヒ(二)或ハ他ノ諸國ノ到底受諾シ得サルカ如キ急激ナル軍縮案ヲ提出シ其ノ拒否セラルルヲ見ルヤ他ノ資本國ニ於テ軍縮ヲ欲セサルカ故ニ「ソヴィエト」連邦亦巨大ナル軍備ヲ維持セサルヲ得サルナリト云フ口実ヲ作ランツルニ在リト云ヒ(三)或ハ本委員會參加ヲ利用シテ資本國ノ帝國主義攻撃ノ宣伝ヲ為スニ在リト云ヒ(四)或ハ目下政權ヲ掌握セル「スター・リンク」「ルイコフ」ノ一派カ反対党トノ間ノ争鬭ニ當リ自党ノ地位ヲ向上セシメ其ノ權威ヲ高メムトルニ在リト云ヒ(五)或ハ英國トノ外交關係断絶駐仮大使召還事件等ニ依リ西欧諸国トノ間ノ国交円満ヲ欠キ稍モスレハ孤立ノ地位ニ立タントスルノ形勢ヲ一転シ此等西欧諸国トノ間ノ接触ヲ図り出来得レハ理事会ノ為メ来寿スヘキ英外相トノ会見ニ依リ国交恢復ノ素地ヲ作ラムトルニ在リト云ヒ(六)或ハ經濟上ノ窮状ヲ脱シ殊ニ工業發展ノ為メノ借款ヲ得ル為メ各國代表トノ接触ヲ求ムルニ在リト云ヒ(七)或ハ「ウイルナ」問題ニ関シ理事会直前ノ軍縮準備委員會ニ参加シツツ「リスニア」ノ主張ヲ支持シ理事会ノ決定ヲ牽制セムトルニ在リト云ヒ(八)或

ハ之ニ反シ同連邦ハ内外ノ形勢上真ニ軍縮ヲ希望セルモノニシテ案外真面目ニ軍縮事業ニ参加スヘシト云フ等帰スル所ナキ有様ナリシカ同國代表ノ行動等ヨリ察スレハ右理由ノ何レカ一又ハニノミヲ以テ同連邦ノ參加ヲ説明スルハ当ラサルヘク同連邦政府トシテハ此等ノ諸目的ヲ充分考慮シタル上此ノ際委員會ニ參加シ能フ限り有利ナル取穫ヲ得ムコトヲ企テタルモノト見ルヲ適當トスヘク一方諸國トノ接触ヲ求メツツモ他方突飛ナル軍縮案ヲ提出スル等一見矛盾セルカ如キ態度ハ這般ノ消息ヲ語ルモノニ非スヤト思考セラル

### 第三、「ソヴィエト」連邦ノ軍備全廃案

同連邦ノ委員會參加ニ当リテハ必スヤ何等カノ形式ニ於テ新ナル軍縮案ノ提出アルヘシトハ一般ニ予測セラレタル處ナルカ第一日ノ会合ニ於テ「リトヴィノフ」氏ヨリ軍備全廃ニ関スル十四ヶ条ノ提案及軍縮本會議ヲ來年三月ニ開催スヘキ旨ノ提案アルヤ其ノ内容余リニ突飛且幼稚ナリシ為委員會一同何レモ苦笑スルノミナリシカ然リトテ之ヲ一笑ニ付シ去レハ「ソヴィエト」側ニ対シ資本国ハ軍縮ヲ欲セストノ宣伝ノ好材料ヲ与ヘ又今回折角參

加シ来レル同連邦ノ軍縮事業ニ対スル将来ノ協力ヲ失フノ虞アリスクテ委員會ハ頗ル迷惑ナル立場ニ置カレ三十日午後ノ会合ニ於テ右提案ニ対スル一般討議開始セラルヤ各代表何レモ率先シテ発言ヲ求ムル者ナク暫ク沈黙ヲ続ケ傍聴席ヨリハ微ニ笑声起ル有様ナリシヲ以テ仏國代表「ボンクール」氏已ムナク立チ極メテ簡単ニ新提案ヲ駁シ且同連邦ノ軍縮問題ニ対スル眞面目ナル協力ヲ慙懥スル所アリ次テ独、「チエツコスロヴァキア」、希臘、智利ノ代表相次テ發言セルカ就中独逸代表ノ提議ニ依リ本提案ノ審議ヲ軍縮條約案第二読会ノ際迄延期スルコトニ決シ之ニ依リテ一方本提案ヲ一先ツ葬り去ルト共ニ他方同連邦ニ対シ引続キ本委員會參加ノ機會ヲ与ヘタルハ極メテ適當ナル措置ト認メラレ「ジューナル・ド・ジュネーヴ」ノ如キハ「独逸代表ノ成功」ナル見出ノ下ニ其ノ提議ノ機宜ヲ得タルヲ賞揚シ同代表ノ取計ヒニヨリ委員会ハ漸ク困難ナル立場ヨリ切抜ケ得タリト報道セリ

#### 第四、國際連盟ニ対スル「ソヴィエト」連邦ノ態度

「ソヴィエト」連邦代表ノ寿府ニ於ケル態度及「リトヴィノフ」氏ト連盟事務局部長級トノ私的懇談会ニ出席セ

ル杉村公使ノ得タル印象等ヲ綜合スルニ同代表ハ始メ国際連盟ヲ以テ英國政府ノ傀儡ニ過キスト為シ之ニ対スル強キ反感ヲ以テ来寿セルカ如キモ事務局側及委員會トノ接觸ニ依リテ得タル印象ハ案外良好ニシテ将来共ニ仕事ヲ為シ得ヘキ可能性アリトノ結論ニ達シタルカ如ク殊ニ連盟ニハ「ソヴィエト」連邦トハ全然別個ノ世界アリテ此處ニ同連邦ト諸外国トノ接觸ヲ図リ得ヘキ絶好ノ機会ヲ求メ得ヘキコトヲ發見シタルモノノ如シ現ニ右懇談会ノ席上「リトヴィノフ」氏ハ寿府ニ來リテ不愉快ナルハ新聞ノミニシテ連盟ノ事業ニ從事スル人々ハ所謂外交官ヨリ余程始末カヨシト云ヒ又或部長ノ勸告ニ依リ連盟事業ヲ一層正確ニ理解スル為メ同連邦ノ常駐委員ヲ寿府ニ置キ規則的ニ莫斯科ニ報告セシムルコトヲ篤ト考慮シ見るヘシト云ヒタル由ナリ

「ソヴィエト」連邦ノ連盟加入ノ如キハ今直ニ所期シ得サルコト勿論ナリト雖モ同連邦カ從来ノ如キ全然没交渉ノ態度ヲ捨テ連盟ト或種ノ関係ヲ保タントスル考ヲ抱キ始メタルコトハ明ニシテ同連邦カ将来連盟事業ニ協力スヘシトセハ其ノ第一步ハ恐ラク智的協力又ハ交通ノ如キ

## 問題ヨリ始マルヘシト予測セラル

當面ノ問題タル軍縮及安全保障問題三関スル同國ノ態度ヲ見ルニ今次提出ノ軍縮案ハ全然「ブラフ」ト見ルヲ至当トスヘク将来之ヲ固執シテ同案否決ト共ニ直ニ委員会ヨリ脱退スルカ如キ決心ハ初メヨリナキカ如ク現ニ同代表声明中ニモ其ノ口吻ヲ發見シ得ヘシ(同声明第四項ノ如キ之ナリ)次ニ仲裁々判問題ニ付テハ同連邦ハ国内法制ノ根本的相違ヨリシテ連盟ノ勸奨スルカ如キ仲裁々判制度ニハ絶対ニ反対ナルヘキモ安全保障ニ付テハ大ニ色氣アリ蓋シ同連邦ト其ノ接壤諸国トノ間ニハ相互ニ危惧ノ念存在スルニ依リ之ヲ一掃スル為メ此等諸国トノ間ニ非侵略協定ヲ締結セムトルノ希望頗ル顯著ナルモノアルヲ看取シ得ヘケレハナリ

## 第五、仲裁裁判及安全保障問題

## (一)米国代表ノ声明

軍縮準備委員会ニ於テ米国代表ハ議長ヨリ安全保障委員会参加ノ有無ヲ質問セラレタルニ対シ不参加ニ決セル理由ヲ述ヘタルカ其ノ際曩ニ同代表ノ内報ニ依リ不

取敢電報ヲ以テ申進置キタル通華府四国条約ノ件ニ言

ヨリ脱退スルカ如キ決心ハ初メヨリナキカ如ク現ニ同代表声明中ニモ其ノ口吻ヲ發見シ得ヘシ(同声明第四項ノ如キ之ナリ)次ニ仲裁々判問題ニ付テハ同連邦ハ国内法制ノ根本的相違ヨリシテ連盟ノ勸奨スルカ如キ仲裁々判制度ニハ絶対ニ反対ナルヘキモ安全保障ニ付テハ大ニ色氣アリ蓋シ同連邦ト其ノ接壤諸国トノ間ニハ相互ニ危惧ノ念存在スルニ依リ之ヲ一掃スル為メ此等諸国トノ間ニ非侵略協定ヲ締結セムトルノ希望頗ル顯著ナルモノアルヲ看取シ得ヘケレハナリ

## (二)安全保障委員会ノ事業

本件ニ付テハ同委員会ノ勞頭希臘代表「ポリティス」氏ヨリ大規模ノ資料蒐集ヲ求メ其ノ論旨稍モスレハ新委員会ノ事業ヲシテ学術的又ハ抽象的研究ニ終ラシメムトスルノ傾向アリシニ対シ英仏両代表ヲ始メ「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」代表等本委員会ノ事業ハ単ナル法律的概念ヲ構成シ又ハ抽象的決議ヲ為スニ在ラスシテ世界ノ安全保障ヲ増進スヘキ何等カノ実際の方策ヲ樹ツルニ存セサルヘカラサルコトヲ力説シタル結果委員会ハ右ノ趣旨ヲ以テ将来ノ事業ヲ進ムルコトニ一致セリ

## (三)我方ノ意見陳述

安全保障委員会ニ於ケル一般討議中先ツ意見ヲ述ヘタ

ル議長「ベネシュ」氏及希臘代表「ポリティス」氏ノ所説ハ何レモ過般連盟総会ノ決議ニ捕ハレ如何ニシテ将来安全保障委員会ノ事業ヲ進行セシムヘキヤノ手続問題ニノミ拘泥セルノ嫌アリシニ付我方ハ理論的立場ヨリ見テ安全保障問題ヲ如何ニ解釈スヘキヤ又将来本委員会カ其ノ事業ヲ遂行スルニ当リテハ如何ナル方針及精神ヲ以テ本問題ヲ処理スヘキヤノ点ヲ明ニスルノ要アリト認メ大要報告書所載ノ如キ趣旨ノ意見ヲ陳述シ置キタル次第ナリ

## (四)「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」代表ノ演説

安全保障委員会ニ於ケル一般討議中特ニ一般ノ注意ヲ惹キタルハ「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」代表「マルコヴィッチ」氏ノ演説ナリ同代表ハ最近締結セラレタル同國ト仏國トノ間ノ保障条約及伊國ト「アルバニア」トノ保障条約ヲ引用シ同國及「アルバニア」(殊ニ後者ノ独立ハ連盟ノ決議及大国ノ宣言ニ依リ特ニ保障セラレアリ)カ連盟規約ノ保障ニ満足セスシテ別ニ二國間ノ条約ニ依リ之ヲ補足セサルヲ得サル状態ヲ例示シ安全保障委員会ハ世界ノ政治的実状ニ徵シ何

及シ太平洋ノ権利及利益ノ関スル限り同条約ハ充分有効ニ安全ヲ保障シ居レリト信スル旨及他ノ署名國モ同意ナルヘキコトヲ信スル旨述ヘタルハ特ニ注目ニ値ス右声明ニ対シテハ英仏代表何レモ何等発言セス当方トシテモ特ニ発言スルノ時期ニ非スト認メタルニ付其ノ儘ト為シ置キタリ

本件ニ付テハ同委員会ノ勞頭希臘代表「ポリティス」氏ヨリ大規模ノ資料蒐集ヲ求メ其ノ論旨稍モスレハ新委員会ノ事業ヲシテ学術的又ハ抽象的研究ニ終ラシメムトスルノ傾向アリシニ対シ英仏両代表ヲ始メ「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」代表等本委員会ノ事業ハ単ナル法律的概念ヲ構成シ又ハ抽象的決議ヲ為スニ在ラスシテ世界ノ安全保障ヲ増進スヘキ何等カノ実際の方策ヲ樹ツルニ存セサルヘカラサルコトヲ力説シタル結果委員会ハ右ノ趣旨ヲ以テ将来ノ事業ヲ進ムルコトニ一致セリ

## (三)我方ノ意見陳述

安全保障委員会ニ於ケル一般討議中先ツ意見ヲ述ヘタ

等カノ具体的ノ形ニ於テ連盟規約ノ保障ヲ補足スヘキ方法ヲ講スルノ要アルト共ニ規約第十八条及第二十条ニ依リ如何ナル種類ノ二国条約カ規約ト抵触スルヤヲ審査セサルヘカラストテ暗ニ伊「ア」条約ノ規約違反ヲ仄カシ時節柄一般ノ注意ヲ惹ケリ尚右演説ノ後独国代表カ規約第十八条及第二十条ノミナラス規約第十九条ノ重要ナルコトヲモ忘ルヘカラスト述ヘタルハ「ヴエルサイユ」条約改訂問題ト関連シテ或種ノ興味ヲ惹起セリ

## (五)安全保障委員会報告者ノ選定

本件ニ付テハ相当ノ困難アリ第一問(甲)仲裁裁判條約問題ハ同問題ノ泰斗タル希臘代表「ポリティス」氏ニ委セラルヘシト予期セラレタルモ同氏カ平和議定書ノ報告者タル關係ヨリ多少英國側ノ反対ヲ顧慮シ同氏ニハ第一問(乙)安全保障問題ヲ担当セシメ又第二問規約ノ研究ニ付テハ報告者引受方我方ニ交渉アリシカ大国側ハ何レモ報告者タラサル傾向アリシニ付之ヲ断リ結局和蘭代表ニ決シ又第一問(甲)ハ最初瑞典代表「ウンデン」氏擬セラレタルモ反対アリ遂ニ全然予想セラレサリシ

芬蘭代表ニ落着クコトトナレリ

### 第六、軍縮条約案第二読会及第二回安全保障委員会ノ開期決定

本件ハ一見単純ナル手続問題ナルカ如キモ其ノ実ハ然ラス軍縮ハ現在ノ状態ニ於ケル安全保障ヲ基礎トシテ直ニ其ノ第一歩ヲ実行シ得ヘク安全保障問題ノ研究ニ藉口シテ軍縮本會議ノ開催ヲ遅延セシムヘカラストスル獨國從来ノ主張ト之ニ反シ安全保障確保セラレスンハ軍縮事業ノ成功覚束ナシトスル仏國其ノ他ノ年来ノ主張トハ本年九月ノ連盟總会ニ於テ安全保障委員会創設ノ件ニ関連シテ相対立シタルカ如ク今次委員会ニ於テモ軍縮、安全保障兩委員会ノ次回会期決定ニ關シ之ヲ繰返スニ至リ殊ニ「ソヴィエト」連邦代表カ右主義上ノ問題ヲ包含スル決議案ヲ提出スルニ至リ問題ヲ一層紛糾セシメタリ然レトモ大勢如何トモシ難ク先ツ安全保障委員会ヲ二月二十日頃ニ開キ次テ三月十五日ヨリ軍縮条約案第二読会ヲ開クヘントノ決定ヲ見ルニ至レルハ少クトモ外見上仏國等ノ主張ノ勝利ト見ルヲ得ヘク從テ国内政策ヲ顧慮スル獨國代表ノ受諾ヲ困難トスル處ナリシナラムモ同代表ハ仏國

「ヴィエト」連邦ノ主張ニ屈スルヲ得サリシモ唯安全保障問題ノ研究ノ為メニ軍縮事業ノ実行ヲ遅延セシムヘカラストノ一点ニ於テ兩國ノ主張ニ靈犀相通スルモノアルコトハ否定シ難ク委員会ニ於テモ此ノ範囲内ニ於テ兩國代表ハ常ニ相援助シ且相利用スルノ態度ニ出テタリ例へハ委員会ノ劈頭獨國代表ヨリ議題第二ヲ広ク解釈シテ軍縮問題ニ闊スル一般討議ヲ行フヘキコトヲ主張シテ「ソヴィエト」代表ニ軍備全廃案提出ノ機会ヲ与ヘタルカ如キ同シク獨國代表ヨリ「ソヴィエト」提案ノ審議ヲ次回委員会ニ延期スヘキコトヲ提議シツツ次回委員会ヲ來年三月理事会ノ一月前ニ開カムコトヲ主張セルカ如キ又最終

代表カ軍縮本會議ヲモ明年中ニ開クコトモ必シモ困難ナラサルヘシト云ヘルヲ幸ヒ議長ニ向ヒ準備委員会ヲ三月十五日ヨリ開催スルモ明年中ニ本會議ヲ開催スルコト技術上可能ナリヤト駄目ヲ押シ其ノ確答ヲ得テ茲ニ辛クモ譲歩ノ口実ヲ捕ヘタル次第ナリ

### 第七、「ソヴィエト」連邦ト独逸トノ提携

「ソヴィエト」連邦代表一行ハ軍縮準備委員会開会ノ十數日前ヨリ莫斯科ヲ出発シ約一週間間柏林ニ滯在セルヲ以テ其ノ間同代表ハ波蘭「リスニア」紛争事件ニ關シ独立政府ノ協力ヲ求ムルト共ニ來ルヘキ軍縮準備委員会ニ於テ兩國一致ノ態度ニ出ツヘキ下準備ヲ為セリトノ観測行ハレ同委員会ニ於テ兩國代表カ如何ナル程度迄歩調ヲ一ニスヘキヤハ頗ル興味アル問題ナリキ委員会ニ於ケル兩國代表ノ態度ヨリ察スルニ從来ノ連盟軍縮準備事業及安全保障問題ノ研究ヲ無視シテ全然新ナル出発点ヨリ軍縮事業ヲ取扱ハムトスル「ソヴィエト」連邦ノ立場ト之ヲ無視セスシテ唯連盟ノ軍縮事業ヲ一層促進セシメムトスル獨國ノ立場トノ間ニハ連盟國ト非連盟國トノ間ノ根本的意見ノ相違アリテ此ノ点ニ關シテハ独逸代表ハ「ソ

日ノ會議ニ於テ次回委員会開期決定ニ当リ「リトヴィノフ」氏ヨリ安全保障カ軍縮ノ条件タルコトヲ全然否決スルト共ニ次回委員会開期ヲ直チニ決定スヘキ旨ノ決議案ヲ出シ且次回会合ヲ一月十日ニ開催スヘキコトヲ主張スルヤ獨國代表立チテ右決議文ヲ自國從来ノ主張ニ合致スル様修正シテ之ヲ支持シタルカ如キ兩國間ノ默契ハ相当露骨ニ表面ニ現ハレタリ今後共兩國代表ノ一致的態度ニ依リ委員会ノ議事ハ相當複雜ヲ加フヘキコト予想ニ難カラス